

治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	建築物の構造		耐火構造	・	不燃材料		
	治療病室の防護物の概要	遮へい物 遮へい物を設ける場所	遮へい物	構造、材料及び厚さ			
		天井					
		床					
		周囲の画壁等	(東)				
			(西)				
			(南)				
			(北)				
	出入口の扉						
		その他の開口部					
出入口の数		通常出入口		箇所			
		非常口		箇所			
治療病室の標識		有	・	無			
貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵の方法		貯蔵室	・	貯蔵箱		
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおりに				
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート・金庫・その他 ()				
	貯蔵施設の遮へい材料						
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数		通常出入口		箇所	
				非常口		箇所	
		特定防火設備に該当する防火戸		有	・	無	
		閉鎖設備		かぎ	・	その他 ()	
	貯蔵箱の閉鎖設備		有	・	無		
	貯蔵容器の遮へい材料						
貯蔵物の種類及び数量の表示		有	・	無			
標識		有	・	無			

運搬容器 の放射線 障害の防 止に関す る構造設 備の概要	容器の構造				
	貯蔵物の種類及び数量の表示		有	無	
	標識		有	無	
診療用放 射線照射 装置使用 室の放射 線障害の 防止に関 する予防 措置の概 要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有	無	
	出入口の使用自動表示		有	無	
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト ／週以下となる措置		有	無	
	管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり		
		境界における実効線量が1.3ミリ シーベルト／3月以下となる措置	有	無	
	敷 地 の 境 界 等	立入制限措置	有	無	
		標識	有	無	
	敷 地 の 境 界 等	敷地内居住区域及び境界における実 効線量が250マイクロシーベルト ／3月以下となる措置	有	無	
		入院患者（診療により被ばくする放 射線を除く）の実効線量が1.3ミ リシーベルト／3月以下となる措置	有	無	
	そ の 他	取扱者の被ばく測定器			

第24号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

管理者 住 所

氏 名

印

診療用放射線照射器具備付届

次のとおり診療用放射線照射器具を備えるので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名称		
	所在地		電話番号 () FAX番号 ()
診療用放射線照射器具に関する事項	放射性同位元素の種類		
	物理的半減期		
	型式及び個数		
	1個当たりの数量(ベクレル)及び個数		
	物理的半減期30日以下のもの	年間使用予定数量(ベクレル)	(ベクレル)
最大貯蔵予定数量(ベクレル)		(ベクレル)	
1日最大使用予定数量(ベクレル)		(ベクレル)	
用途			
放射線診療に従事する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び経歴	氏名	職種	放射線診療に関する経歴
予定使用開始時期		年 月 日	

診療用放射線照射器具使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所			
	建築物の構造		耐火構造 ・ 不燃材料	
	使用室の防護物の概要	遮へい物を設ける場所	遮へい物	構造、材料及び厚さ
		天井		
	床			
	周囲の面壁等	(東)		
		(西)		
		(南)		
		(北)		
		出入口の扉		
その他の開口部				
出入口の数		通常出入口 非常口	箇所 箇所	
使用室の標識		有 ・ 無		
治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	建築物の構造		耐火構造 ・ 不燃材料	
	治療病室の防護物の概要	遮へい物を設ける場所	遮へい物	構造、材料及び厚さ
		天井		
	床			
	周囲の面壁等	(東)		
		(西)		
		(南)		
		(北)		
		出入口の扉		
	その他の開口部			
出入口の数		通常出入口 非常口	箇所 箇所	
治療病室の標識		有 ・ 無		

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵の方法		貯蔵室	・	貯蔵箱	
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり			
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート ・ 金庫 その他 ()			
	貯蔵施設の遮へい材料					
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数	通常出入口		箇所	
		特定防火設備に該当する防火戸	有	・	無	
		閉鎖設備	かぎ ・ その他 ()			
	貯蔵箱の閉鎖設備		有	・	無	
	貯蔵容器の遮へい材料					
	貯蔵物の種類及び数量の表示		有	・	無	
標識		有	・	無		
運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	容器の構造					
	貯蔵物の種類及び数量の表示		有	・	無	
	標識		有	・	無	
診療用放射線照射器具使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害防止に必要な注意事項の掲示		有	・	無	
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有	・	無	
	管 理 区 域	管理区域を設ける場所		別添図面のとおり		
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置		有	・	無
		立入制限措置		有	・	無
		標識		有	・	無
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置		有	・	無
		入院患者(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置		有	・	無
その他	取扱者の被ばく測定器					

年 月 日

山梨県知事 殿

管理者 住 所

氏 名

印

放射性同位元素装備診療機器備付届

次のとおり放射性同位元素装備診療機器を備えるので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名称		
	所在地	電話番号 ()	FAX番号 ()
放射性同位元素 装備診療機器に 関する事項	製作者名		
	型 式		
	台数		
	装備する放射性同位 元素の種類		
	装備する放射性同位 元素の数量	(バクレル)	
	用途		
放射線診療に従 事する医師、歯 科医師又は診療 放射線技師の氏 名及び経歴	氏名	職種	放射線診療に関する経歴
予定使用開始時期		年 月 日	

放射性同位元素装 備診療機 器使用室 の放射線 障害の防 止に関する 構造設備 の概要	使用の場所				
	建築物の構造		耐火構造 ・ 不燃材料		
	使用 室の 防 護 物 の 概 要	遮へい物 を設ける場所	遮へい物	構造、材料及び厚さ	
		天井			
		床			
		周囲の面壁等	(東)		
			(西)		
	(南)				
	(北)				
	出入口のかぎ・器具等の閉鎖設備		有 ・ 無		
使用室の標識		有 ・ 無			
放射性同位元素装 備診療機 器使用室 の放射線 障害防止 に関する 予防措置 の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無		
	出入口の使用中表示		有 ・ 無		
	管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり		
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無		
		立入制限措置	有 ・ 無		
	敷 地 の 境 界 等	標識	有 ・ 無		
		敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無		
	入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無			
その他	取扱者の被ばく測定器				

第二十五様式の次に次の三十様式を加える。

第26号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

管理者 住 所

氏 名

印

(診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) 備付届

次のとおり(診療用放射性同位元素・電子断層撮影診療用放射性同位元素)を備えるので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名称		
	所在地	電話番号 () F A X 番号 ()	
診療用放射性同位元素に関する事項	種類		
	形状		
	年間使用予定数量	(ベクレル)	
	最大貯蔵予定数量	(ベクレル)	
	3月間最大使用予定数量	(ベクレル)	
	1日最大使用予定数量	(ベクレル)	
放射線診療に従事する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び経歴	氏名	職種	放射線診療に関する経歴
予定使用開始時期		年 月 日	

診療 用 放射 性 同位 元素 使用 室 の 放射 線 障 害 の 防 止 に 関 する 構 造 設 備 の 概 要	使用の場所		使用室・治療室・その他（ ）					
	管理室		有 ・ 無					
	使用室等 の区画	専用便所		有 ・ 無				
		処置室		有 ・ 無				
		準備室		有 ・ 無				
		測定室		有 ・ 無				
		患者休養室		有 ・ 無				
		治療室		有 ・ 無				
	建築物の構造		耐火構造・不燃材料・その他（ ）					
	措置事項		遮へい物を設ける場所					
	遮へい物	構造		天井	壁	床	出入口	開口部
		材料						
		厚さ						
	汚染のお それのある場所の 構造措置	突起物・くぼみ		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		目地・すき間		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		平滑施工をした表面仕上		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐腐食性・耐浸透性		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	フード・グローブボックス等		有（ ） ・ 無					
	排気施設への連結		有 ・ 無					
	準備室に設ける洗浄施設		有 ・ 無					
	排水施設への連結		有 ・ 無					
	汚染検査に必要な測定器		有 ・ 無					
	汚染除去用機材		有 ・ 無					
	汚染除去洗浄装置		有 ・ 無					
	更衣施設		有 ・ 無					
	出入口の数		通常出入口			箇所		箇所
標識		有 ・ 無						

診療用放射性同位元素貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵の方法		貯蔵室	・	貯蔵箱
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり		
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート・金庫 その他 ()		
	貯蔵施設の遮へい材料				
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数	通常出入口		箇所
			非常口		箇所
		特定防火設備に該当する防火戸	有	・	無
		閉鎖設備	かぎ ・ その他 ()		
	貯蔵箱の閉鎖施設		かぎ ・ その他 ()		
	貯蔵容器の構造及び汚染防止措置	遮へい材料	有	・	無
空気汚染防止措置		有	・	無	
液体のこぼれ防止措置		有	・	無	
浸透防止措置		有	・	無	
受皿・吸収材		有	・	無	
貯蔵物の種類及び数量の表示		有	・	無	
標識		有	・	無	
気体汚染発生防止措置		有	・	無	
運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	遮へい材料		有	・	無
	空気汚染防止措置		有	・	無
	液体のこぼれ防止措置		有	・	無
	浸透防止措置		有	・	無
	運搬物の種類及び数量の表示		有	・	無
	標識		有	・	無

廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	排水施設	構造、容量及び基数	地上式（六面体等） ・ その他（ 貯留槽 $m^3 \times$ 基 貯留槽 $m^3 \times$ 基
		排水監視施設	有 ・ 無
		漏水、浸透、腐食防止措置	有 ・ 無
		排水採取設備	有 ・ 無
		標識	有 ・ 無
	排気施設	排風機の能力及び基数	$m^3 / 時 \times$ 基
		排気監視設備	有 ・ 無
		漏気、腐食防止措置	有 ・ 無
		自動ダンパー装置等	有 ・ 無
		標識	有 ・ 無
	保管廃棄設備	外部と区画された構造	有 ・ 無
		閉鎖設備	有 ・ 無
		耐火構造の措置	有 ・ 無
		空気汚染防止装置	有 ・ 無
		液体のこぼれ、浸透防止措置	有 ・ 無
		標識	有 ・ 無
診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有 ・ 無
	管	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
	理	空気中に放射性同位元素の濃度が医療法施行規則第30条の26第2項に規定する濃度限度の1/10以下となる措置	有 ・ 無
	区	放射性同位元素によって汚染される物の表面密度が規則別表第五に定める表面密度の1/10以下となる措置	有 ・ 無
		立入制限措置	扉 ・ その他（ ）
	域	標識	有 ・ 無
		敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置
	その他	入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		取扱者被ばく防止用取扱機具	
	取扱者被ばく測定器		

第27号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

管理者 住 所

氏 名

印

診療用エックス線装置変更届

次のとおり診療用エックス線装置に関する事項を変更したので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名称	
	所在地	電話番号 () FAX番号 ()
変更した理由		
変更年月日		年 月 日
変更した 事項	変更前	
	変更後	

第28号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

管理者 住 所

氏 名

印

(診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) 変更届

次のとおり診療用放射線装置等に関する事項を変更するので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名称	
	所在地	電話番号 () FAX番号 ()
変更する理由		
変更年月日		年 月 日
変更する 事項	変更前	
	変更後	

第29号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

管理者 住 所

氏 名

印

診療用エックス線装置廃止届

次のとおり診療用エックス線装置を廃止したので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名称	
	所在地	電話番号 () FAX番号 ()
廃止した装置	製作者名	
	型式及び台数	
	廃止した理由	
	廃止年月日	年 月 日
診療用エックス線装置廃止後の診療室の用途		

第30号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

管理者 住 所

氏 名

印

(診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素
 装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射線同位元素) 廃止届

次のとおり診療用放射線装置等を廃止したので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名称	
	所在地	電話番号 () FAX番号 ()
廃止した装置	種類	
	型式及び台数又は形状	
	廃止時における放射線源の数値 (ベクレル)	
	廃止した理由	
	廃止年月日	年 月 日
	廃止後の処分方法	
廃止後の使用室等の用途		

第31号様式

年 月 日

山梨県知事

管理者 住 所

氏 名

印

(診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) 廃止後の措置届

年 月 日付けをもって廃止した(診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)については次のとおり措置したので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名称	
	所在地	電話番号 () FAX番号 ()
(診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)による汚染除去の概要		
(診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要		

第32号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

管理者 住 所

氏 名

印

(診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素) 翌年使用予定届

医療法第15条第3項の規定により、次のとおり(物理的半減期30日以下の診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)の翌年における使用予定を届け出ます。

病院 診療所	名称		
	所在地	電話番号 () FAX番号 ()	
翌年度 使用予定放射 性物質	物理的 半減期 30日 以下の 放射線 照射器 具	種類	
		形式	
		箇数	
		数量	(ベクレル)
	診療用 放射性 同位元 素	種類	
		形状	
数量		(ベクレル)	

第33号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
医療法人
設立代表者 印
電話 ()

医療法人設立認可申請書

医療法施行規則第31条の規定により、関係書類を添えて、医療法人設立の認可を申請します。

注 住所及び電話番号は設立代表者の個人の住所及び電話番号である。

第34号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

医療法人設立登記完了届

年 月 日付 第 号で認可された本法人の設立登記は 年 月 日完了したので、
医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。

第35号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

医療法第46条の5第1項ただし書等の規定による認可申請書

次のとおり理事を（1人・2人）にしたいので、医療法第46条の5第1項ただし書等の規定により申請します。

- 1 当該医療法人の開設する診療所の数
- 2 常時勤務する医師又は歯科医師の数
- 3 理事を1人又は2人にする理由

注 本認可申請は、医療法人の開設する医療施設を診療所1箇所とし、かつ、当該診療所に勤務する医師又は歯科医師を1人又は2人とする場合についてのみ適用となる。

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

医療法第46条の5第6項ただし書等の規定による認可申請書

次のとおり (病院・診療所・介護老人保健施設) の管理者 を理事に加えないこととしたので、医療法第46条の5第6項ただし書等の規定により申請します。

- 1 理事に加えない管理者の住所及び氏名
- 2 当該管理者の管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
- 3 当該管理者を理事に加えない理由

第37号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

医療法第46条の6第1項ただし書等の規定による認可申請書

次のとおり（医師・歯科医師）でない者を理事長にしたいので、医療法第46条の6第1項ただし書等の規定により申請します。

- 1 当該理事の住所及び氏名
- 2 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

登記事項変更登記完了届

次のとおり登記を完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。

登記を行った事項	登記年月日	備考

注 定款（寄附行為）の変更認可に伴う登記については、備考欄に「定款（寄附行為）変更」等と記入すること。

第39号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

役員変更届

次のとおり役員の変更があったので、医療法施行令第5条の13の規定により届け出ます。

改選年月日	役職名	就任者名	辞任者名	変更理由	備考

定款（寄付行為）上の理事定数 名 ～ 名、変更後理事数 名

注1 医療機関の管理者については、備考欄に○を付し、医療機関名を記入すること。

2 役員には理事長も含み、変更の都度提出すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

(定款・寄附行為) 変更認可申請書

本法人の(定款・寄附行為)の一部を変更したいので、医療法施行規則第33条の25の規定により申請します。

第41号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

(定款・寄附行為) 変更届

次のとおり(定款・寄附行為)の一部を変更しましたので、医療法第54条の9第5項の規定により届け出ます。

変更後	変更前

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

従たる事務所の新設登記完了届

次のとおり従たる事務所の新設の登記を 年 月 日に完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。

- 1 従たる事務所の所在地
- 2 従たる事務所を新設した理由

第43号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

事務所移転登記完了届

次のとおり事務所の移転の登記を 年 月 日に完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。

- 1 変更前住所
- 2 変更後住所
- 3 事務所を移転した理由

第44号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

決算届

年 月 日から 年 月 日までの決算を完了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

第45号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

医療法人解散認可申請書

医療法第55条第1項（第2号・第3号）に掲げる事由により解散したいので、医療法施行規則第34項の規定により申請します。

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

清算人

印

清算人の就任登記届

次のとおり医療法人 〇〇〇〇の清算人の就任登記を 〇〇年 〇月 〇日に完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。

1 清算人の住所及び氏名

(1) 住所

(2) 氏名

2 清算人と法人との関係（当該清算人を選出した理由）

3 法人の解散した理由

第47号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

清算人

印

医療法人解散登記完了届

次のとおり医療法人 〇〇〇〇の解散登記を 〇〇年 〇月 〇日に完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。

(解散した理由)

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

清算人

印

医療法人解散届

医療法第55条（第1項第1号・第1項第5号・第3項第1号）に掲げる事由により 年 月 日をもって
解散したので、同条第8項の規定により届け出ます。

第49号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

清算人

印

残余財産処分認可申請書

医療法人の解散による残余財産について別紙処分案により処分したいので、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の医療法第56条（第2項・第3項）の規定により申請します。

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

清算人

印

医療法人清算結了届

年 月 日に別紙のとおり清算を結了したので、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。

1 解散時の資産総額

2 解散及び清算諸費

(1) 解散事務費

(2) 借入金の返済

(3) 未払金の清算

(4) その他

3 残余財産

残余財産は、別添受領書のとおり、その金額を に寄附した。

第51号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

医療法人合併認可申請書

医療法人の合併をしたいので、医療法施行規則（第35条の2・第35条の5）の規定により申請します。

第52号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

医療法人合併登記完了届

年 月 日付 第 号で認可された本法人の合併登記は、年 月 日完了した
ので、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。

第53号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

医療法人分割認可申請書

医療法人の分割をしたいので、医療法施行規則（第35条の8・第35条の11）の規定により申請します。

第54号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

印

医療法人分割登記完了届

年 月 日付け 第 号で認可された本法人の分割登記は 年 月 日完了した
ので、医療法施行令第5条の12の規定により届け出ます。

第55号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

利害関係者

印

一時役員選任請求書

次の者を本法人の一時役員の職務を行うべき者に選任していただきたく、医療法第46条の5の3第2項の規定により申請します。

- 1 一時役員の職務を行うべき者に選任されるべき者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
 - (3) 生年月日
 - (4) 職業
 - (5) 一時役員の職務を行うべき者に選任する理由

- 2 選任を必要とする理由

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県医療法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県医療法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす

山梨県規則第十一号

山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

山梨県食品衛生法施行細則(昭和三十三年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第九条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改める。

第十九条を削る。

第二十条第一項中「第七条第一項」を「第五条第一項」に、「第十五号様式」を「第十三号様式」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「第五条第二項」に、「第十六号様式」を「第十四号様式」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第一項中「第八条第一項」を「第六条第一項」に、「第十七号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第二項中「第八条第一項」を「第六条第一項」に、「第十八号様式」を「第十六号様式」に改め、同条第三項中「第八条第二項」を「第六条第二項」に、「第十九号様式」を「第十七号様式」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条中「条例別表第一第一号(1)及び(2)」を「施行規則別表第十七第四号ロ」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「(第二十六条第一号及び第二号において「食品等規格基準」という。)」を削り、同条を第二十一条とする。

第二十三条から第二十六条まで、第十三号様式及び第十四号様式を削る。
第十五号様式中「第20条~~第20条~~」を「第19条~~第20条~~」に、「第7条第一項」を「第5条~~第1項~~」に改め、同様式を第十三号様式とする。

第十六号様式中「第20条~~第20条~~」を「第19条~~第20条~~」に、「第7条第二項」を「第5条~~第2項~~」に改め、同様式を第十四号様式とする。

第十七号様式中「第21条~~第21条~~」を「第20条~~第21条~~」に、「第8条第一項」を「第6条~~第1項~~」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第十八号様式中「第21条~~第21条~~」を「第20条~~第21条~~」に、「第8条第一項」を「第6条~~第1項~~」に改め、同様式を第十六号様式とする。

第十九号様式中「第21条~~第21条~~」を「第20条~~第21条~~」に改め、同様式を第十七号様式とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)の施行の日(令和二年六月一日)から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県食品衛生法施行細則(以下この項において「旧規則」という。)第十九条、第二十二條から第二十六條まで、第十三号様式及び第十四号様式の規定は、この規則の施行の日から起算して一年間は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第十九条第一項中「条例第六條第一項」とあるのは「山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和二年山梨県条例第二十号)による改正前の山梨県食品衛生法施行条例(次項及び第二十二條から第二十六條までにおいて「旧条例」という。)」第六條第一項」と、「第十三号様式」とあるのは「山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(令和二年山梨県規則第十一号)による改正前の山梨県食品衛生法施行細則(次項において「旧規則」という。)」第十三号様式」と、同条第二項中「条例第六條第二項」とあるのは「旧条例第六條第二項」と、「第十四号様式」とあるのは「旧規則第十四号様式」と、旧規則第二十二條中「条例別表第一第一号(1)及び(2)」とあるのは「旧条例別表第一第一号(1)及び(2)」と、「法第十一条第一項」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)第一条の規定による改正前の食品衛生法(第二十四條第一号において「旧法」という。)」第十一条第一項」と、旧規則第二十三條中「条例別表第一第一号(2)」とあるのは「旧条例別表第一第一号(2)」と、旧規則第二十四條中「条例別表第一第一号(2)(二)」とあるのは「旧条例別表第一第一号(2)(二)」と、同条第一号中「法第四十八條第一項」とあるのは「旧法第四十八條第一項」と、旧規則第二十五條中「条例別表第一第一号カ」とあるのは「旧条例別表第一第一号カ」と、旧規則第二十六條中「条例別表第二第一号(ロ)」とあるのは「旧条例別表第二第一号(ロ)」と、旧規則第十三号様式中「第19条」とあるのは「山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(令和二年山梨県規則第十一号)による改正前の山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和二年山梨県条例第二十号)による改正前の山梨県食品衛生法施行条例」と、旧規則第十四号様式中「第19条」とあるのは「山梨

県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（令和2年山梨県規則第11号）による改正前の山梨県食品衛生法施行細則第19条」及び「山梨県食品衛生法施行条例」とあるものを「山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年山梨県条例第20号）による改正前の山梨県食品衛生法施行条例」とする。

山梨県規則第十二号

山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第九条中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改め、同条を第十条とする。

第八条の次に次の一条を加える。

（研修）

第九条 条例第九条第三項の規則で定める研修は、別に知事が指定する者が、浄化槽の保守点検に必要な最新の知識及び技能の習得を目的として、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 浄化槽行政に関すること。
 - 二 浄化槽の構造及び機能に関すること。
 - 三 浄化槽の保守点検及び清掃に関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、県内における浄化槽を取り巻く状況に関すること。
- 第一号様式中「4 浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が置かれる営業所の名称」とあるものを「4 浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が置かれる営業所の名称」と改める。
- 「4 浄化槽管理士の氏名、その者が更新の登録にあつては、浄化槽管理士が研修を受講した年月日」とあるものを「4 浄化槽管理士の氏名、その者が更新の登録にあつては、浄化槽管理士が研修を受講した年月日」と改める。

第九号様式中「第10条関係」を「第11条関係」に改める。

第十号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。

第十一号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県規則第十三号

山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県地球温暖化対策条例施行規則（平成二十一年山梨県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

温室効果ガス排出抑制計画書

山梨県地球温暖化対策条例第11条（第1項・第3項・第4項）の規定により、別紙1及び別紙2
のとおり提出します。

別紙 1

事業者が行う主たる事業				
計画期間	_____年度～_____年度			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するための基本方針				
基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置	年度	措置の内容		
温室効果ガスの排出の量の抑制目標	区分	基準年度 _____年度	目標年度 _____年度	対基準年度比
	温室効果ガス 排出量 A	t-CO ₂	t-CO ₂	%
	原単位排出量 A/B	t-CO ₂	t-CO ₂	%
	原単位に用いた指標B			%
	原単位に用いた指標の 設定方法	(指標の単位：_____)		
電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数	排出係数の実績年度		_____年度	
	小売電気事業者の名称		基準年度における排出係数	
			t-CO ₂ /kWh	
			t-CO ₂ /kWh	
			t-CO ₂ /kWh	
			t-CO ₂ /kWh	
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量に係る措置	<input type="checkbox"/> 条例第 16 条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用 <input type="checkbox"/> その他 ()			
特記事項				

- 注 1 「温室効果ガスの排出の量の抑制目標」欄の基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の最終年度とすること。
- 2 「原単位に用いた指標B」欄には生産数量、延べ床面積等の数値を記入し、「原単位に用いた指標の設定方法」欄には採用した原単位の数値の種類や考え方等を記入の上、括弧内に数値の単位を記入すること。
- 3 「電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数」欄には、排出係数の実績年度、小売電気事業者の名称及び基準年度における排出係数で県が公表するものを記入すること。
- 4 「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量に係る措置」欄については、該当するものがある場合には、該当する□にレ印を付すこと。
- 5 「特記事項」欄には、「基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置」欄に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組むこと又は計画期間前に地球温暖化の防止のために取り組んできたことを記入すること。また、この温室効果ガス排出抑制計画を提出する者がエネルギーの使用の合理化等に関する法律第18条第1項に規定する連鎖化事業者であるときは、その旨を記入すること。
- 6 温室効果ガス排出抑制計画の内容を変更した場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書

山梨県地球温暖化対策条例第11条第5項の規定により、別紙1及び別紙2のとおり報告します。

別紙 1

事業者が行う主たる事業				
実施年度		_____年度		
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施した措置				
温室効果ガスの排出の量の実績	区分	基準年度 _____年度	目標年度 _____年度	実施年度 _____年度
	温室効果ガス排出量 A	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
			対基準年度比 %	対基準年度比 %
	原単位排出量 A/B	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
			対基準年度比 %	対基準年度比 %
	原単位に用いた指標 B			
	原単位に用いた指標の設定方法	(指標の単位: _____)		
	事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量 C	条例第16条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証	t-CO ₂	
		再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用	t-CO ₂	
		その他 ()	t-CO ₂	
差引排出量 A-C	t-CO ₂			
電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数	排出係数の実績年度	_____年度		
	小売電気事業者の名称	実施年度における排出係数		
		t-CO ₂ /kWh		
		t-CO ₂ /kWh		
		t-CO ₂ /kWh		
		t-CO ₂ /kWh		
摘要				
特記事項				

- 注 1 「基準年度」欄及び「目標年度」欄には、温室効果ガス排出抑制計画書（当該温室効果ガス排出抑制計画を変更した場合にあっては、変更後の温室効果ガス排出抑制計画書）に記入した数値を転記すること。
- 2 「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量C」欄には、該当する措置により事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量を記入し、当該措置の内容を証する書類を添付すること。
- 3 「電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数」欄には、排出係数の実績年度、小売電気事業者の名称及び実施年度における排出係数で県が公表するものを記入すること。
- 4 「摘要」欄には、温室効果ガスの排出の量について、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加した場合又は削減目標を達成することができなかった場合に、その理由を記入すること。
- 5 「特記事項」欄には、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施した措置」欄に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組んだこと等を記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

自動車環境計画書

山梨県地球温暖化対策条例第14条（第1項・第2項・第3項）の規定により、別紙のとおり提出
します。

別紙

計画期間	年度～ 年度			
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第1号に掲げる事業を営む事業者（トラック等の貨物自動車30台以上） <input type="checkbox"/> 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第2号に掲げる事業を営む事業者（バス40台以上） <input type="checkbox"/> 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第3号に掲げる事業を営む事業者（タクシー20台以上） <input type="checkbox"/> その他の事業者			
基準年度	年度			
基準年度の自動車の使用台数	トラック等の貨物自動車	台		
	バス	台		
	タクシー	台		
	その他（ ）	台		
基準年度の燃料の使用状況	種類	使用量	CO ₂ 排出係数	CO ₂ 排出量
	揮発油		kL	t-CO ₂
	軽油		kL	t-CO ₂
	液化石油ガス（LPG）		t	t-CO ₂
	圧縮天然ガス（CNG）		千Nm ³	t-CO ₂
	電気		千kWh	t-CO ₂
	圧縮水素ガス		kg	t-CO ₂
	その他（ ）	（ ）		t-CO ₂
	CO ₂ 排出量合計			t-CO ₂
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標				
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するために講ずる措置				

- 注 1 「事業者の種類」欄には、該当する□にレ印を付すこと。
 2 基準年度は、計画期間の初年度の前年度とすること。
 3 変更の場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

自動車環境計画実施状況報告書

山梨県地球温暖化対策条例第14条第4項の規定により、別紙のとおり提出します。

別紙

計画期間	年度～ 年度			
事業者の種類	<input type="checkbox"/> 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第1号に掲げる事業を営む事業者（トラック等の貨物自動車30台以上） <input type="checkbox"/> 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第2号に掲げる事業を営む事業者（バス40台以上） <input type="checkbox"/> 山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第3号に掲げる事業を営む事業者（タクシー20台以上） <input type="checkbox"/> その他の事業者			
実施年度	年度			
実施年度の自動車の使用台数	トラック等の貨物自動車 台 バス 台 タクシー 台 その他（ ） 台			
実施年度の燃料の使用状況	種類	使用量	CO ₂ 排出係数	CO ₂ 排出量
	揮発油		kL	t-CO ₂
	軽油		kL	t-CO ₂
	液化石油ガス（LPG）		t	t-CO ₂
	圧縮天然ガス（CNG）		千Nm ³	t-CO ₂
	電気		千kWh	t-CO ₂
	圧縮水素ガス		kg	t-CO ₂
	その他（ ）	（ ）		t-CO ₂
	CO ₂ 排出量合計			t-CO ₂
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標の達成状況				
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するために講じた措置				
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成できなかった場合の理由				

注 「事業者の種類」欄には、該当する□にレ印を付すこと。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県地球温暖化対策条例施行規則(次項において「新規規則」という。)第二号様式の規定は、この規則の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に提出された排出抑制計画(山梨県地球温暖化対策条例(平成二十年山梨県条例第四十九号)第十一条第一項又は第三項に規定する排出抑制計画をいう。以下この項において同じ。)の実施状況の報告(同条第五項の規定による実施状況の報告をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に提出された排出抑制計画の実施状況の報告については、なお従前の例による。

3 新規規則第四号様式の規定は、施行日以後に提出された自動車環境計画(山梨県地球温暖化対策条例第十四条第一項又は第二項に規定する自動車環境計画をいう。以下この項において同じ。)の実施状況の報告(同条第五項の規定による実施状況の報告をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に提出された自動車環境計画の実施状況の報告については、なお従前の例による。

山梨県規則第十四号

山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第九号中「二十分の九」を「四十五分の十三」に改め、同条第十四号中「十八分の七」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ 農地中間管理機構関連農地整備事業に係る補助金を受けて施行するもの 十五分の四

ロ イに掲げるもの以外のもの 十八分の七

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県規則第十五号

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県建設工事執行規則(昭和四十四年山梨県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第六条中「第二号様式」を「第一号様式」に改める。

第九条中「第四号様式」を「第二号様式」に、「第五号様式」を「第三号様式」に改める。

第十条第一項中「工事の請負契約」の下に「(以下「請負契約」という。)」を加え、「建設工事請負契約書(第六号様式)によるものとし、財務規則第七十七条第一項の規定により請書を徴するときは、同条同項の規定にかかわらず、建設工事請書(第七号様式)によらなければならない」を「次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、記載の必要のない事項については、その記載を省略することができる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 工事名

二 工事場所

三 工期

四 請負代金額

五 契約保証金に関する事項

六 支払条件に関する事項

七 解体工事に要する費用等

第十条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、財務規則第七十七条第一項の規定により請書を徴する場合に準用する。

第十条第三項中「第一項に規定する建設工事請負契約書」を「請負契約に係る」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定による履行保証保険契約及び工事履行保証契約による保証は、次に掲げる者による請負契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

一 請負者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により選任された破産管財人

二 請負者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任された管財人

三 請負者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任された再生債務者等

第十三条第一項中「契約に」を「請負契約に」に改め、同条に次の二項を加える。

3 請負者が前払金の使用や部分払等によつてもなお請負契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、契約担当者は、特段の理由がある場合を除き、請負者の請負代金債権の譲渡について、第一項ただし書の承諾をしなければならぬ。

4 請負者は、前項の規定により第一項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を当該債権に係る請負契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、また、当該資金の使途を疎明する書類を契約担当者に提出しなければならぬ。

第十七条中「契約締結後」を「請負契約の締結後」に改める。

第十八条中「契約を」を「請負契約を」に、「契約締結後」を「請負契約の締結後」に改め、「（第十一号様式）」を削る。

第十九条第二項第一号中「契約」を「請負契約」に改める。

第二十条中「法第二十六条第一項に規定する主任技術者（同条第二項に規定する場合に該当するときは、監理技術者）」を「主任技術者（法第二十六条第一項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（同条第二項に規定する監理技術者をいう。）」に、「現場代理人及び技術者通知書（第十三号様式）」を「その旨を書面に」に改める。

第二十六条中「工期延期願（第十四号様式）」を「延長する日数及び理由を記載した書面」に改める。

第三十条第四項中「次項及び」を削り、同条第五項中「損害合計額」を「前項に規定する損害の額」に改める。

第三十六条第一項中「完成届（第十五号様式）」により届出なければ「その旨を書面により届け出なければ」に改め、同条第五項中「工事目的物引渡届（第十七号様式）」を提出した「を」を「工事目的物を引渡す旨を書面により届け出た」に改め、同条第六項中「工事目的物引渡届を提出しない」を「届出をしない」に改め、同条第七項中「手直完了届（第十八号様式）」を提出して「を」を「その旨を届け出て」に改め、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改める。

第三十八条の見出し中「前金払」の下に「及び中間前金払」を加え、同条第三項中「請負者は」を「財務規則第五十七条の規定にかかわらず、請負者は」に、「前金払

請求書（第十九号様式）」を「次の各号に掲げる事項を記載した請求書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 請求金額

二 請求年月日

三 工事名

四 請負代金額

五 前払率

六 請求限度額

七 現金で支払を受けようとする場合はその支払店舗名

八 その他必要な事項

第三十八条第七項中「次に掲げる要件に」を「次の各号に掲げる要件のいずれにも」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第十一項中「第四十五条第三項」を「第四十八条第三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項、第五項」を「第五項」に改め、「第三項中「前金払を」とあるのは「中間前金払を」と、「前金払請求書（第十九号様式）」とあるのは「中間前金払請求書（第十九号様式）」と」を削り、「第九項において準用する第三項」を「第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 財務規則第五十七条の規定にかかわらず、請負者は、中間前金払を受けようとするときは、契約担当者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書により請求しなければならぬ。

一 請求金額

二 請求年月日

三 工事名

四 請負代金額

五 現金で支払を受けようとする場合はその支払店舗名

六 その他必要な事項

第三十九条第一項中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第四十条第一項中「出来形検査請求書（第二十号様式）」により「を」を「当該部分払を受けようとする工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工事等にある工場製品の」に改め、同条第三項中「部分払金請求書（第二十一号様式）」を「財務規則第五十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 請求金額

- 二 請求年月日
 - 三 工事名
 - 四 請負代金額
 - 五 第三十八条の規定による前金払（中間前金払を含む。）を受けている場合にあっては、当該前金払を受けた額
 - 六 既に部分払を受けている場合にあっては、当該部分払を受けた額（部分払を複数回受けている場合にあっては、当該部分払ごとの額）
 - 七 当該請求に係る工事出来高の率
 - 八 現金で支払を受けようとする場合はその支払店舗名
 - 九 その他必要な事項
- 第四十三条から第四十五条までを次のように改める。
- （契約不適合責任）
- 第四十三条** 契約担当者は、引き渡された工事的物が種類又は品質に関して請負契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、契約担当者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、請負者は、契約担当者に不相当な負担を課するものでないときは、契約担当者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第一項の場合において、契約担当者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、契約担当者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ請負契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、契約担当者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 契約担当者は、引き渡された工事的物に関し、第三十六条第五項又は第六項（第四十一条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から二年以内でなければ、

- 5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、契約担当者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から一年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 6 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 契約担当者が第四項又は第五項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第十項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、契約担当者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 契約担当者は、第四項又は第五項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治二十九年法律第八十九号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 第四項から前項までの規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第六百三十七条第一項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 契約担当者は、工事的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第四項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、請負者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 請負契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、十年とする。この場合において、第四項から前項までの規定は適用しない。

13 引き渡された工项目的物の契約不適合が支給材料（契約担当者から請負者に支給する工事材料をいう。以下同じ。）の性質又は契約担当者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、契約担当者は当該契約不適合を理由として、請求等を知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

（契約担当者の催告による解除権）

第四十四条 契約担当者は、財務規則第百十八条第一項の規定にかかわらず、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第十三条第四項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

四 第二十条に定める者を設置しなかつたとき。

五 正当な理由なく、前条第一項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、当該請負契約に違反したとき。

（契約担当者の催告によらない解除権）

第四十五条 財務規則第百十八条第一項の規定にかかわらず、契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちに請負契約を解除することができる。

一 第十三条第一項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 第十三条第四項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

三 当該請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された工项目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、当該請負契約の目的を達成することができないものであるとき。

五 請負者が当該請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは当該請

負契約をした目的を達することができないとき。

七 当該請負契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ当該請負契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、請負者が当該請負契約に係る債務の履行をせず、契約担当者が前条の催告をしても当該請負契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第四十七条又は第四十七条の二の規定によらないで当該請負契約の解除を申し出たとき。

十一 請負者（請負者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 請負者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材

料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、契約担当者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

十二 請負者が当該請負契約に関して、次のイからハまでのいずれかに該当したとき。

イ 公正取引委員会が、請負者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。イ及びハにおいて「独占禁止法」という。）第四十九条に規定する排除措置命令又は第六十二条第一項に規定する納付命令（イ及びロにおいて「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

ロ 公正取引委員会が、請負者に違反行為があつたとして行つた排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

ハ 請負者（請負者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六若しくは第九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号による刑が確定したとき。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（契約担当者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第四十五条の二 第四十四条各号又は前条各号に定める場合が契約担当者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約担当者は、前二条の規定による請負契約の解除をすることができない。

第四十六条に見出しとして「（契約担当者の任意解除権）」を付し、同条第一項中「工事が完成しない間は、前条第一項に規定する場合のほか」を「財務規則第一百八条第一項の規定にかかわらず、工事が完成するまでの間は、第四十四条及び第四十五条の規定によるほか」に、「契約を」を「請負契約を」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「契約を」を「請負契約を」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第四十六条の二 財務規則第九十九条の二第二号に規定する工事履行保証契約のうち請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（以下この項及び第四項において「公共工事履行保証証券」という。）による保証が付された場合において、請負者が第四十四条各号又は第四十五条各号のいずれかに該当するときは、契

約担当者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 請負者は、前項の規定により保証人が選定し契約担当者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から契約担当者に対して、請負契約に基づく次の各号に定める請負者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として請負者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 契約不適合を保証する債務（請負者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他当該請負契約に係る一切の権利及び義務（第三十一条の規定により請負者が施工した工事に關して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 契約担当者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する請負者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第一項の規定による契約担当者の請求があつた場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、請負契約に基づいて契約担当者に対して請負者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

第四十七条を次のように改める。

（請負者の催告による解除権）

第四十七条 請負者は、契約担当者が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、当該請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第四十七条の次に次の二条を加える。

（請負者の催告によらない解除権）

第四十七条の二 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

一 第二十五条第四項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少したとき。

二 財務規則第一百七十七条第一項の規定による工事の施工の中止期間が、工期の十分

の五（工期の十分の五が六月を超えるときは六月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後三月を経過してもなおその中止が解除されないとし、

（請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第四十七条の三 第四十七条又は前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前二条の規定による請負契約の解除をすることができない。

第四十八条第一項を次のように改める。

契約担当者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。

第四十八条第六項中「第二項から第四項まで」を「第四項前段及び第五項前段」に、「契約の解除が」を「請負契約の解除が第四十四条若しくは」に、「は契約担当者」を「又は第十二条第二項各号に掲げる者による解除権の行使であるときは契約担当者」に、「又は第四十七条」を「又は第四十七条若しくは第四十七条の二」に、「定める」を「定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、当事者が協議して定めるものとする」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については当事者が民法の規定に従つて協議して決める。

第四十八条第五項中「理由がないのに、一定」を「理由なく、相当」に、「を原状に復さない」を「の修復若しくは取片付けを行わない」に、「又は工事用地等を原状に復する」を「工事用地等を修復若しくは取片付けを行う」に、「処分等」を「処分又は修復若しくは取片付け」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「工事用地等に」を「請負者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に」に、「所有」を「所有又は管理」に、「これを搬出するとともに工事用地等を原状に復して」を「請負者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第五十二条の規定による支給材料」を「請負者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料」に、「工事の出来形として」を「第一項の出来形部分の」に、「代品」を「代品」に、「復し」を「復して返還し」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第五十二条の規定による貸与品」を「請負者は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品（契約担当者から請負者へ貸与する建設機械

器具をいう。以下同じ。）に、「代品」を「代品」に、「復し」を「復して返還し」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第三十六条第四項の規定は、前項の検査について準用する。

3 第一項の場合において、第三十八条の規定による前払金又は中間前払金があつたときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第四十条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額）を同項の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額及び中間前払金の額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第四十四条若しくは第四十五条の規定により契約担当者が行つたものであるとき又は第十二条第二項各号に掲げる者が行つたものであるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第四十六条、第四十七条又は第四十七条の二の規定によるときにあつてはその余剰額を契約担当者へ返還しなければならない。

第五十条第一項中「契約に」を「請負契約に」に改める。

第五十二条第一項中「契約担当者から請負者へ貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）を「貸与品」に改め、同条第三項中「支給材料受領書（第二十二号様式）又は貸与品借用書（第二十三号様式）」を「次の各号に掲げる事項を記載した書面」に改め、同項に次の三号を加える。

- 一 支給材料又は貸与品の品名、数量、品質及び規格若しくは性能
- 二 引渡しを受けた場所
- 三 引渡しを受けた年月日

第五十二条第八項中「第二項の規定による検査により発見することが困難であつた隠れたかし」を「種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと（第二項の検査により発見することが困難であつたものに限る。）等」に改める。

第一号様式を削り、第二号様式を第一号様式とし、第三号様式を削り、第四号様式を第二号様式とし、第五号様式を第三号様式とし、第六号様式から第二十三号様式までを削る。

第二条 山梨県建設工事執行規則の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯

第二十条中「監理技術者をいう」を「監理技術者をいい、同条第三項ただし書の規定により監理技術者補佐（監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する

職務を補佐する者をいう。)を置いたときにあつては、監理技術者補佐を含む」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十号)の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県建設工事執行規則に基づいて締結された契約に係る建設工事の執行手続については、なお従前の例による。

山梨県規則第十六号

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「第二条に規定する中央卸売市場又は地方卸売市場」を「第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場」に改める。

附則

この規則は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年六月二十一日)から施行する。

山梨県規則第十七号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三十号から第三十四号までを次のように改める。

百三十から百三十二まで 削除

百三十三 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定の申請に係る經由手数料

百三十四 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付に係る經由手数料

別表第七十四号から第七十八号までを次のように改める。

百七十四 覚醒剤施用機関指定申請手数料

百七十五 覚醒剤研究者指定申請手数料

百七十六 覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料

百七十七 覚醒剤原料取扱者指定申請手数料

百七十八 覚醒剤原料研究者指定申請手数料

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第三十号から第三十四号までの改正規定(第百三十三号及び第百三十四号に係る部分を除く。) 令和二年四月一日

二 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日

山梨県規則第十八号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則(青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十四条を第十八条とし、第十三条を第十七条とし、第十二条を第十六条とし、第十四条の次に次の四条を加える。

(インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)

第十二条 条例第七条の三第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 青少年が携帯電話端末等からインターネットを不適切に利用することにより犯罪

を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。

二 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第七条の三第二項の規則で定める理由が必要であること。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)

第十三条 条例第七条の三第二項の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

二 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

三 保護者がその保護する青少年の携帯電話インターネット接続業務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続業務をいう。）の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすること。

四 前三号に準ずる正当な理由

2 条例第七条の三第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申出年月日

二 保護者の氏名、住所及び電話番号

三 その他知事が必要と認める事項

3 条例第七条の三第四項の規則で定める理由は、保護者が自己の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることとする。

4 条例第七条の三第四項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申出年月日

二 保護者の氏名、住所及び電話番号

三 その他知事が必要と認める事項

(公表の方法)

第十四条 条例第七条の三第八項の規定による公表は、次に掲げる事項について、県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 勧告の内容

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与の手續)

第十五条 条例第七条の三第九項の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めるときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 知事は、条例第七条の三第九項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、同条第六項の規定による勧告を受けた者（次項及び第四項において「当事者」という。）に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 公表しようとする内容及びその理由

二 陳述書の提出先及び提出期限（口頭により意見を述べる機会を与えるときには、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 前項の規定により通知を受けた当事者が口頭により意見を述べるときは、知事が指定する職員が聴取し、及びその陳述の要旨を記載した調査を作成するものとする。

4 第二項の規定により通知を受けた当事者が陳述書の提出期限までに陳述書を提出せず、又は出頭すべき日時及び場所に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄したものとみなす。

第五号様式中「~~第一六号様式~~」を「~~第一六号様式~~」に改める。

第六号様式中「~~第一八号様式~~」を「~~第一八号様式~~」に改める。

附則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

山梨県規則第十九号

山梨県辺地振興条例施行規則及び山梨県過疎地域振興条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県辺地振興条例施行規則及び山梨県過疎地域振興条例施行規則を廃止する規則
次に掲げる規則は、廃止する。

一 山梨県辺地振興条例施行規則（昭和四十年山梨県規則第五十九号）

二 山梨県過疎地域振興条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第三十四号）

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十号

山梨県卸売市場条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

山梨県卸売市場条例施行規則（昭和四十六年山梨県規則第六十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月二十一日）から施行する。